

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 吉田町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
6,013	-	392	6,406

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	9,561	9,108	453	437	470	8,642	
土地取得事業特別会計	136	136	0	0	136	389	
一般会計等	9,561	9,108	453	437		9,031	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
水道事業会計	517	462	55	698	14	3,312	10	法適用企業
公共下水道事業特別会計	1,005	979	26	26	603	7,010	7,010	
国民健康保険事業特別会計	2,348	2,259	89	89	164	-	-	
介護保険事業特別会計	1,418	1,389	29	29	227	-	-	
後期高齢者医療事業特別会計	188	188	0	0	29	-	-	
老人保健事業特別会計	11	11	0	0	1	-	-	
公営企業会計等 計				842		10,322	7,020	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
榛原総合病院組合	5,419	6,250	△ 831	-	-	13,304	2,791	法適用企業-事業会計分
榛原総合病院組合	123	106	18	18	1	-	-	普通会計分
吉田町牧之原市広域施設組合	2,435	2,358	77	77	-	742	390	
相寿園管理組合	182	179	3	3	2	273	85	
駿遠学園管理組合	361	328	33	33	-	87	6	
静岡県市町総合事務組合	9,157	8,895	262	262	2,600	-	-	
静岡県後期高齢者医療広域連合	2,559	2,543	16	16	-	-	-	普通会計分
静岡県後期高齢者医療広域連合	306,808	299,420	7,388	7,388	4,209	-	-	事業会計分
静岡地方税滞納整理機構	249	238	11	11	-	-	-	
一部事務組合等 計				7,808		14,406	3,271	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計									

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,202	795	△ 407
減債基金	101	102	1
その他充当可能基金	992	889	△ 103
充当可能基金 計	2,295	1,785	△ 510

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	5.41	6.82	1.41	△ 14.27	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	16.52	19.97	3.45	△ 19.27	△ 40.00	公共下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	15.1	14.8	△ 0.3	25.0	35.0				
将来負担比率	93.6	102.1	8.5	350.0					
財政力指数	1.22	1.16	△ 0.06						
経常収支比率	78.6	83.5	4.9						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。